意見書案第2号

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 22 年 3 月 23 日提出

提出者議員 村 木 口 洋 幸 明 宜 武 紘 順 中 一 信 夫 之 美 一 二 網 本 順

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、 グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負(派遣)」などに象徴されるような、「働いても充分な生活が維持できない」、「働きたくても働く場所がない」など困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している。

このような中、「地域の問題は、みずから地域で解決しよう」と NPO や、ボランティア団体、協同組合、自治会など様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動している。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けている。

この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で、仕事を行う組織であるが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など 10 万人以上が、この「協同労働」という働き方で 20 年、30 年という長い歴史の中で働いてきた。

その中で「自分たちの働き方に見合った<法人格>がほしい」、「<労働者>として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきた。世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方=労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)についての法制度が整備されている。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1 万を超える団体がこの法制度化に賛同している。また、国会では 185 名を超 える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まった。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

上記理由により、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 経済産業大臣